

加入員・年金受給者・年金受給待期者の皆さまへ

## 日本ばね工業厚生年金基金の解散のお知らせ

このたび、当基金は国の解散認可を得て平成 29 年 9 月 25 日に解散いたしました。今後、当基金は清算事務局として、清算が終了するまで業務を行うこととなります。昭和 43 年の設立以来、49 年の長きに亘り皆様方には一方ならぬご厚情を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

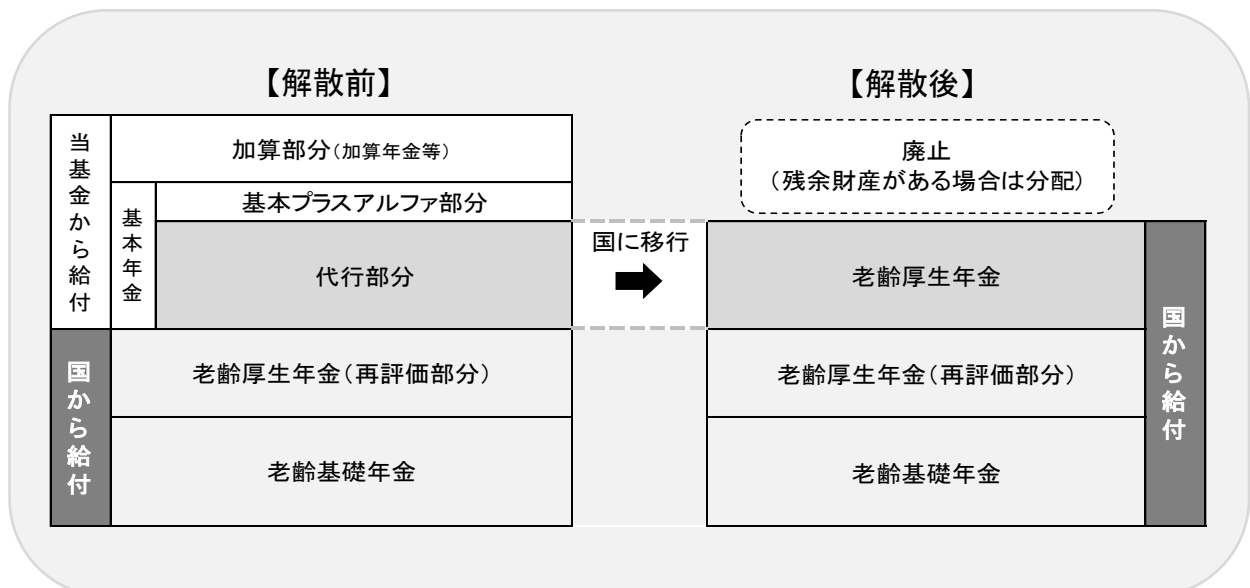
記

### 1.年金支給の変更について

- 「代行部分」の年金は国（日本年金機構）に引き継がれ、国の支給要件に基づき、老齢厚生年金として支給されます。
- 当基金独自の上乗せ給付である「基本プラスアルファ部分」「加算部分」は当基金解散に伴い終了となります。
- 将来、加入員の皆様は国の年金支給開始年齢に達したときは、国（日本年金機構）に請求することにより、当基金加入期間も含めた年金額（代行部分）が国から支給されます。

### 2.残余財産の分配について

- 当基金は、代行部分の資産を国へ返還した後に残余財産がある予定です。残余財産は、当基金規約に基づき加入員・年金受給者・年金受給待期者の皆様に分配いたします。
- 分配までには約 2 年程度かかる見込みです。なお、すでに加算部分を一時金として受給済みの場合は、基本プラスアルファ部分のみの分配（小額分配）となります。
- 住所変更や氏名変更された場合は、当基金までご連絡いただきますようお願いいたします。



基金解散にあたり、ご本人様に行っていただく手続きはございません

### 3.年金受給中の皆さまへ

- 当基金からの年金の給付は平成 29 年 9 月分までとなります。  
平成 29 年 10 月 2 日の送金が基金からの最終分となります。

基金の送金回数(支払月)	最終支払内容	最終支払日
年6回(2,4,6,8,10,12月)	平成29年8、9月分(2ヶ月分)	平成29年10月2日
年3回(2,6,10月)	平成29年6月～9月分(4ヶ月分)	
年2回(6,12月)	平成29年6月～9月分(4ヶ月分)	
年1回(2月)	平成29年2月～9月分(8ヶ月分)	

※平成29年分の源泉徴収票(当基金お支払分)につきましては、例年通り、平成30年1月下旬までに当基金から年金受給者様のご自宅あてに送付いたします。

- 平成 29 年 10 月分以降の年金(代行部分)は国に引き継がれ、国(日本年金機構)から平成 29 年 12 月 15 日に支給されます。  
(平成 29 年 10、11 月の 2 ヶ月分。以降、年 6 回、偶数月 15 日支給)  
なお、振込先は国にご指定の受取口座となります。

※国の事務状況により、お支払が遅れる場合がありますが、次の支払の際に遡ってまとめてお支払されますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

- 国に引き継がれた代行部分の年金は、国の老齢厚生年金と同じ取り扱いとなります。  
よって、障害年金や遺族年金を受給しているケースや、国の年金の受給資格を満たしていない場合など、これまで当基金が国よりも有利に給付していた部分については支給されなくなります。詳しくはお近くの年金事務所又は右記ねんきんダイヤルにご相談ください。

#### 【国の年金の問い合わせ先】

日本年金機構「ねんきんダイヤル」  
0570-05-1165(ナビダイヤル)  
03-6700-1165(一般電話)

### 4.各種のお問い合わせ先

各種のお問い合わせは、下記清算事務局までお願いいたします。

以上

#### 【基金解散に関するお問い合わせ先】

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-9-9 (石川 L K ビル)

日本ばね工業厚生年金基金 清算事務局

ナビダイヤル 0570-550398 (受付時間 平日 9 時～午後 5 時まで)

※H29.10.2 開設。お電話が繋がりにくい場合がございますことをご容赦願います。

ホームページアドレス <http://www.bane-kikin.or.jp/>